

会社法第 782 条第 1 項に規定する事前開示書類
(ファイズオペレーションズ株式会社との吸収分割について)

株式会社ファイズ

2019年6月13日

会社法第782条第1項に規定する事前開示書類

(ファイズオペレーションズ株式会社との吸収分割について)

大阪市北区梅田三丁目4番5号毎日インテシオ13階

株式会社ファイズ

代表取締役社長 榎屋 幸生

株式会社ファイズ（以下「当社」といいます。）は、2019年5月31日付で、ファイズオペレーションズ株式会社（以下「本承継会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、本承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項を以下のとおり開示いたします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

(1) 本承継会社が本吸収分割に際して当社に対して交付する株式の数についての定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して当社に交付される本承継会社の株式の数については、当社が本承継会社の発行済株式の全てを所有しており、かつ、本吸収分割に際して発行される本承継会社の株式は全て当社に対して交付されることから、これを任意に定めることができるものと解されるところ、当社は、本承継会社との協議により100株と決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 本吸収分割に際して増加する本承継会社の資本金及び準備金の額についての定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して増加する本承継会社の資本金及び準備金の額は、本承継会社の財務状況その他の事情を総合的に考慮した上で、会社計算規則に従って決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 本承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 本承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 本承継会社の成立の日以後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第4号ハ）
該当事項はありません。

4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第5号イ)

- (1) 当社は、当社が発起人となって、本吸収分割の承継会社とするため、2019年5月31日に本承継会社を設立しました。本承継会社の概要は以下のとおりです。

①商号	ファイズオペレーションズ株式会社
②本店所在地	大阪市北区梅田三丁目4番5号毎日インテシオ13階
③代表者の役職・氏名	代表取締役 榎屋 幸生
④資本金	金1千万円
資本準備金	金1千万円
⑤株主構成及び持株比率	当社100%
⑥当社の出資額	金2千万円

- (2) 当社は、当社が発起人となって、2019年5月31日にファイズトランスポートサービス株式会社を設立し、2019年5月31日付で、ファイズトランスポートサービス株式会社との間で、当社を吸収分割会社、ファイズトランスポートサービス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。ファイズトランスポートサービス株式会社の概要は以下のとおりです。

①商号	ファイズトランスポートサービス株式会社
②本店所在地	大阪市北区梅田三丁目4番5号毎日インテシオ13階
③代表者の役職・氏名	代表取締役 大澤 隆
④資本金	金1千万円
資本準備金	金1千万円
⑤株主構成及び持株比率	当社100%
⑥当社の出資額	金2千万円

5. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び本承継会社の債務（当社が本吸収分割により本承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

- (1) 当社の債務の履行の見込み

本承継会社は当社の完全子会社であるため、本吸収分割に伴い、当社企業集団の資産、負債の額に変動はなく、また、本吸収分割の効力発生日（2019年10月1日）後における

る当社企業集団の資産の額は、負債の額を十分上回るものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の当社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本吸収分割後においても、当社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 本承継会社の債務（当社が本吸収分割により本承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込み

本承継会社の会社成立の日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動、並びに、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、効力発生日（2019年10月1日）後における本承継会社の資産の額は、負債の額を十分上回るものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の本承継会社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本吸収分割後においても、本承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

別紙 1 吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

株式会社ファイズ(以下「甲」という。)及びファイズオペレーションズ株式会社(以下「乙」という。)は、2019年5月31日付で、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割(以下「本吸収分割」という。)により、甲の、オペレーションサービス事業(以下「本事業」という。)に関して有する本権利義務(第3条に定める意味を有する。)を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条 (商号及び住所)

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：株式会社ファイズ

(2019年10月1日付で「ファイズホールディングス株式会社」に商号変更予定)

住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号 毎日インテシオ 13階

(2) 吸収分割承継会社

商号：ファイズオペレーションズ株式会社

住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号 毎日インテシオ 13階

第3条 (承継する権利義務)

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務(以下「本権利義務」という。)は、2019年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務に、本効力発生日(第6条に定める意味を有する。)の前日までの増減を加除した権利義務(これらに付随する権利義務を含む。)とする。なお、本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て免責的債務引受の方法による。

第4条 (分割対価)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、本権利義務に代わり乙の株式100株を交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本吸収分割に際して、乙の資本金及び準備金の額の増加は行わない。

第6条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2019年10月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 （競業避止義務）

甲は、本吸収分割の効力が生じた後、乙に対して、競業避止義務を負わない。

第8条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条 （本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結後、本効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議の上、これを定める。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として、本契約の正本 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2019 年 5 月 31 日

甲 大阪府大阪市北区梅田三丁目 4 番 5 号
毎日インテシオ 13 階
株式会社ファイズ
代表取締役社長 榎屋 幸生

乙 大阪府大阪市北区梅田三丁目 4 番 5 号
毎日インテシオ 13 階
ファイズオペレーションズ株式会社
代表取締役社長 榎屋 幸生

別紙

承継権利義務明細書

1 資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、売掛金、貯蔵品、立替金、前払費用、仮払金等の本事業に関する一切の流動資産。

(2) 固定資産

固定資産は承継しないものとする。

2 負債

(1) 流動負債

本事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金等の本事業に関する一切の流動負債。

(2) 固定負債

固定負債は承継しないものとする。

3 労働契約

本事業に従事する従業員のうち、甲と正社員たる従業員との間の労働契約は承継しないものとする。また、本事業に従事する従業員のうち、甲とパート・アルバイトとの間の労働契約は承継するものとする。

4 その他の権利義務及び契約上の地位

(1) 本吸収分割契約の効力発生日において、本事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、有形固定資産、固定負債及び甲と正社員たる従業員との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務を除く。

(2) 本事業に関する甲の許可、認可、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの全て。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事業に関し甲に発生した一切の権利義務。ただし、固定資産、固定負債及び甲と正社員たる従業員との間の労働契約に関し甲に発生した一切の権利義務を除く。

別紙２ 本承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

ファイズオペレーションズ株式会社（2019 年 5 月 31 日時点）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産	20	株主資本	20
		資本金	10
現金及び預金	20	資本準備金	10
資産合計	20	負債及び純資産合計	20